

C型肝炎ウイルス検診について

(1) 実施方法

40歳から70歳までの老人保健法に基づく健康診査の受診者に対し、5歳刻みで節目検診を行い、平成14年度からの5年間で全員にC型肝炎ウイルス検査等を実施する。なお、過去に肝機能異常を指摘されたことのある者等については、早期に節目外検査としてC型肝炎ウイルス検査等を実施する。

(2) 節目検診

- 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳の5歳刻みの者

(3) 節目外検診

さらに、上記以外の節目検診の対象とならない者のうち、早期に検査を受ける必要がある者として、

- 過去に肝機能異常を指摘されたことのある者
- 広範な外科的処置を受けたことのある者又は妊娠・分娩時に多量に出血したことのある者であって定期的に肝機能検査を受けていない者
- 基本健康診査の結果、ALT (GPT) 値により要指導とされた者

(4) 独自事業

自治体の財源にて実施する肝炎ウイルス検査（「肝炎ウイルス検査等実施要領」（老健局長通知）によらない事業）

※1. 実施方法等については、「肝炎ウイルス検査等実施要領」に基づき実施。

2. 上記C型肝炎ウイルス検査と併せて、B型肝炎ウイルスの抗原検査も実施。

3. 平成15年度よりC型肝炎ウイルス検査の一層の精度向上を目的として、HCV抗原検査を導入。

